



瀬木比呂氏著
『絶望の裁判所』
(講談社現代新書、2014 年刊)

2016 年 3 月 13 日(日)、於 船橋市

1. 【はじめに】 著者(瀬木比呂氏さん)の問題意識

- ✚ 日本では、以前から、訴訟を経験した人の方が、そうでない人よりも司法に対する評価がかなり低くなるといわれてきた。(P-5)
- ✚ 裁判の目的とは一体何だろうか？ 私は、一言でいえば、「大きな正義」と「ささやかな正義」の双方を実現することではないかと考える。しかし、日本の裁判所では、「ささやかな正義」はしばしば踏みにじられるし、裁判所が、行政や立法等の権力や大企業等の社会的な強者から国民、市民を守り、基本的人権の擁護と充実、人々の自由の実現に努める「大きな正義」については、きわめて不十分にしか実現されていない。(P-6)
- ✚ 日本の裁判所、裁判官の関心は、端的にいえば、「事件処理」ということに尽きている。とにかく、早く、そつなく、「事件」を「処理」しさえすればそれでよいのだ。…(中略)… 庶民のどうでもいいような事件、紛争など、ともかく早く終わらせるにこしたことはなく、冤罪事件などいくらあっても別にどうということはなく、それよりも、全体としての秩序維持、社会防御の方が大切であり、また、司法が「大きな正義」などに深い関心を示すことは望ましくない、あるいは、そうなったら大変に都合が悪い。大国の権力や政治家や大企業は、おおむねそのように考えているに違いない。そして、日本の裁判所は、そういう意味、つまり、「民を愚かに保ち続け、支配し続ける」という意味では、非常に、「模範的」な裁判所なのである。(P-7)
- ✚ 日本の裁判所は、大局的にみれば、「国民、市民支配のための道具、装置」なのであり、また、そうした道具、装置としてみれば、きわめてよくできているのだ。(P-8)
- ✚ 現在の最高裁判所、ことに最高裁長官や事務総局が、また、裁判所のマジョリティーが、司法の役割に関する明確で民主的なヴィジョンなどといったものを、はたしてどの程度にまでもっているといえるのだろうか？ (P-144)
- ✚ (裁判所の) 構成員が精神的奴隷に近い境遇にありながら、どうして、人々の権利や自由を守ることができようか？ 自らの基本的人権をほとんど剥奪^{はくだつ}されているものが、どうして、国民、市民の基本的人権を守ることができようか？ (P-204)

2. 【本書の結論】

【結論-1】 この門をくぐるものは、一切の希望を捨てよ。(ダンテ『神曲』地獄篇第三歌より) (P-3)

【結論-2】 法曹一元制度をできる限り早期に実現するための基礎作りに着手すべきだと考えを変えるに至った一番の理由は、もはや、現在の裁判所に、ピラミッド型のキャリアシステムに、そして、それに馴れ

切ってしまった多数派の裁判官たちに、制度の自浄作用を期待することは到底無理ではないかという現実認識による。(P-48)

【結論-3】 企業であれば、上層部があまりに腐敗すれば業績に響くから、一定の自浄作用がはたらく。ところが、官僚組織には自浄作用が期待できず、劣化、腐敗はとどまるところを知らないということになりやすい。だからこそ、裁判のような、国民、市民の権利に直接に関わる機関については、こうした組織の問題をよく監視しておかなければならないのである。また、だからこそ、裁判所の官僚組織からの脱却、人事の客観化と透明化、そして法曹一元制度への移行が必要なのである。(P-50)

【結論-4】 (日本の裁判所は、)一言でいえば、内に対しては(最高裁判所事務総局による)理念なき絶対的統制、外に対しては可能な範囲での迎合、さらに、情実人事によってわきを固め、地・家裁判長の人事や新任判事補の採用についてまで、その意向を貫徹するという、醜悪なシステムであり、そのような意味でも、旧ソ連のような全体主義的共産主義体制に非常によく似ているのである。(P-118)

【結論-5】 私は、日本の国民、市民は、裁判所が、三権分立の一翼を担って、国会や内閣のあり方を常時監視し、憲法上の問題があればすみやかに正し、また人々の人権を守り、強者の力を抑制して、弱者や社会的マイノリティを助けるという、司法本来のあるべき力を十分に発揮する様を、まだ本来の意味では、一度として見たことがないのではないかと考える。(P-164)

【結論-6】 司法、裁判所・裁判官制度のトータルなあり方が、根本的、抜本的に変わっていかなければ、日本の裁判は、本当の意味において良くはならない。つまり、国民、市民のための裁判、当事者のことを第一に考える裁判にならないし、三権分立の要としての行政や立法を適切にチェックする機能も果たすことができない。少なくとも、そのことには間違いがないと考える。(P-231)

【結論-7】 私は、日本の裁判所・裁判官制度の根本的、抜本的な改革については、法曹一元制度の採用、導入とともに、最高裁長官の地位を、たとえば大学における学部長と同性格の同輩者中のトップとして純化し、司法行政権は本来の建前どおり最高裁判所裁判官会議にガラス張りで帰属させ、諸悪の根源である最高裁判所事務総局を基本的には解体し、裁判官の任用、再任、配置は、最高裁から簡裁に至るまで、すべて真に開かれた透明なシステムで行われるようにし(人事局については完全に解体すべきである)、事務総局のそれ以外の純粋行政系セクションの仕事は、たとえば大学と同様に、純粋な事務方に行わせ、事務系セクションについては、もしもどうしても残すのであれば、やはり知的作業を行う事務方として、若手の優秀な裁判官に新たな立法の際の純粋な資料作成や研究会のお膳立てだけを行わせる(裁判所当局の方針を裁判官に押し付けるようなことは一切禁止する)方向で進めるしかないと考える。(P-221)

3. キーワード

【第1章】 「法曹三者」(P-15)、「最高裁判所事務総局」(P-18、P-110、P-219)、「司法行政」(P-18)、「債権者(申立人)」(P-22)、「天の声」(P-26)、「バウンダリーの欠如」(P-28)、「ブルーページ」(P-32)、「キャリアシステム」(P-34、P-96、P-204)、「法曹一元制度」(P-34、P-50、P-65、P-95、P-213、P-222、P-230、P-236)

【第2章】 「精神的な収容所群島」(P-53)、「イヴァ

ン・イリイチ・タイプ」(P-56、P-192)、「裁判員制度」(P-66)、「パターンリズム(父権的後見主義)」(P-71、P-157)、「裁判員法」(P-73)、「最高裁判事」(P-78、P-186)

【第3章】 「ピラミッド型ヒエラルキー」(P-84、P-196)、「いたぶり人事」(P-90)、「ラットレース」(P-92)、「国民、市民愚弄路線」(P-93)、「司法制度改革」(P-96、P-100)、「徒弟的システム」(P-106)、「知る

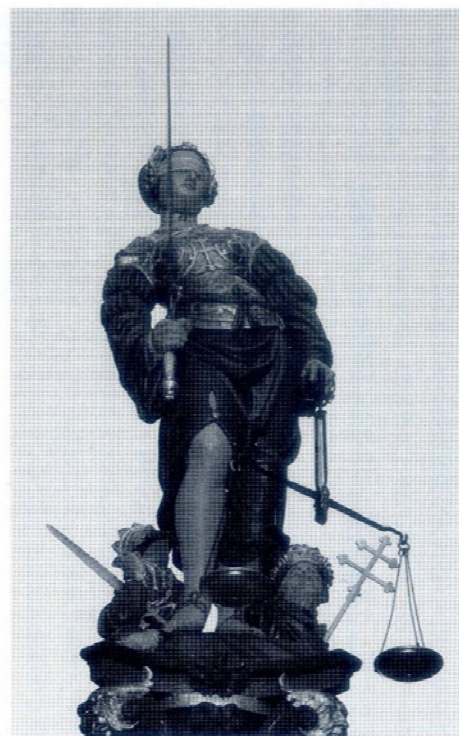
権利」(P-107)、「開かれた裁判所」(P-109)、「み
ずからの良心」(P-114)、「ブルーページ」(P-116)、
「異分子排除システム」(P-117)

【第4章】 「憲法判例」(P-120)、「初めに結論あり
き」(P-121)、「一人一票の原則」(P-122)、「フレー
ムアップ(でっちあげ)」(P-123、P-147)、「日米地
位協定」(P-127)、「和解の強要」(P-133)、「精密
司法」(P-140)、「長期間の勾留」(P-145)、

「代用刑事施設(いわゆる代用監獄)」(P-145)、
「勾留状」(P-145)、「人質司法」(P-146)、「冤罪」
(P-146)、「疑わしくは罰する」(P-149)、「疑わしく
は被告人の不利益に」(P-149)、「10人の無辜を
罰すとも一人の真犯人を逃がすなかれ」(P-
149)、「市民の司法参加」(P-150)、「守秘義務」
(P-153)、「三権分立」(P-164)

【第5章】 「にこやかな表の顔と醜悪な裏の顔」
(P-186)、「裁判官の世間知らず」(P-187)

【第6章】 「ヒラメ裁判官」(P-207)、「日本の裁判
官は優秀」(P-212)、「弁護士任官制度」(P-216)、
「出向」(P-218)、「憲法裁判所」(P-229)



正義の女神ユスティティア

正義の女神は目隠しをして、右手に剣、左手に天秤を持っている。
なぜ目隠しをしているのか? 「正義の女神は売春婦である。強い
男に抱かれる」からだ。(スイス、ベルン)

副島隆彦編著『悪魔の用語辞典』(KKベストセラーズ)より掲載

4. 第1章 私が裁判官をやめた理由 —— 自由主義者、学者まで排除する組織の構造

- 1) (談合裁判、判決内容の事前リーク、東京地裁内の出来レース選挙などの)不正は、裁判の基本的な公正を害する行為なのだが、おそらく、日本の司法においては、さまざまな場所にさまざまな形で存在するのではないと思われる。本当の意味での手続保障やフェアネスの観念、民事訴訟法、刑事訴訟法等の手続法学の根幹をなすそのような観念が、裁判官の間にさえ十分に根付いていないことを示している。表に出さえしなければ、たいていのことは許されるという感覚である。(P-23)
- 2) 2013年に広く報道されたところによれば、田中耕太郎第2代最高裁判所長官が、米軍基地拡張反対運動のデモ隊が境界柵を壊し、数メートル基地内に立ち入ったとして起訴されたいわゆる砂川事件の一審無罪判決に対する最高裁への跳躍上告事件に関し、1959年7月に、共通の友人宅で面談したレンハート駐日公使に対し、「判決はおそらく12月であろう。(最高裁の審議では)実質的な全員一致を生み出し、世論を揺さぶる元となる少数意見を回避するようなやり方で(評議が)運ばれることを願っている」と伝えたという。また、田中長官は、判決に先立ってマッカーサー駐日大使ともやはり非公式の会談を行い、判決の見通しを示唆していたという。いずれも機密指定を解かれた米公文書により判明した事実である。これらは、最高裁大法廷判決の内容と見通しに関する、かなりの程度に明確な事前のリーク、それも政治的な意図に基づくところの、外国高官に対するリークである。「元東大法学部長」で「商法、法哲学の学者」であった人間が、最高裁長官になると、こういうことをやっているのだ。この

学者にとって、「法哲学」とは「学問」とは、とは、いったい何だったのだろうか？ これが、日本の司法の現実、実像なのである。(P-24)

- 3) (東京地裁内の出来レース選挙)の背景には、おそらく「集団に対するバウンダリー(境界の認識)の欠如、集団や規範の物神化(人間の作ったモノが呪物化され、それに人間が支配される現象)」という心理学的機制があると思う。カウンセリングにおいては、問題含みの人間について、「バウンダリーの欠如」と「バウンダリー確立の必要性」が言われることがある。こうした「バウンダリーの欠如」は、日本では、親密な関係の中でも、集団と個人の関係においても生じやすい。よくいわれる、「集団に対する帰属意識の塊^{かたまり}のような日本人」ということの原因がこれである。そして、これは、日本の裁判官集団にも非常によく当てはまる事柄であり、彼らは、この奇妙な選挙の例が端的に示すように、「集団や規範の物神化」機制が極めて強い人々なのである。(P-28)

5. 第2章 最高裁判事の隠された素顔 —— 表の顔と裏の顔を巧みに使い分ける権謀術数の策士たち

- 1) 「太平洋戦争になだれ込んでいった時の日本について、数年のうちにリベラルな人々が何となく姿を消していき、全体としてみるうちに腐っていったという話を聞きます。国レベルでもそうなのですから、裁判所という組織が全体として腐っていくのは、よりありうることだと思います」というある学者のコメントが、2000年代以降の裁判所の状況を表現しているように思われる。(P-51)
- 2) (裁判員制度導入)の実質的な目的は、トップの刑事系裁判官たちが、民事系に対して長らく劣勢にあった刑事系裁判官の基盤を再び強化し、同時に人事権をも把握しようと考えたことにある。——(中略)—— 実は、これは、有力な見方というより、表立っては口にはされない「公然の秘密」という方が正しい。(P-67)

6. 第3章 「檻」の中の裁判官たち —— 精神的「収容所群島」の囚人たち

- 1) 最高裁判所事務総局や、その下にある高裁事務局の意見、ことに前者は絶対であり、現在では、所長や所長代行時代に事務総局に対して言うべきだと思うことをきちんと言っていたら、まず、その人のその後の人事はよい方向へは向かわないといって間違いはないと思う。(P-88)
- 2) 最高裁長官、事務総長、そして、その意を受けた最高裁判所事務総局人事部は、人事を一手に握っていることにより、いくらでも裁判官の支配、統制を行うことが可能になっている。不本意な、そして、誰がみても「ああ、これは」と思うような人事を二つ、三つと重ねられてやめていった裁判官を、私は何人もみている。(P-90)
- 3) 黒人だから、女性だから、それだけで民主的なのだろうといった受け止め方は、「愚かな大衆を喜ばせるには俗受け路線に限る」という全世界共通の国民、市民愚弄路線に乗せられていないかを、じっくり考える必要がある。(P-93)
- 4) 日本型キャリアシステムは、キャリアシステム全体の中からみても、その階層性、閉鎖性、中央集権制において際立ったものであり、構成員に熾烈な出世競争を行わせ、飴と鞭を使い分けてコントロールすることによって、裁判官たちから、その独立性を事実上ほぼ完全に近いといってよいほどに奪い、(それがために裁判官たちは)制度に服従する精神的奴隷と化しているのである。(P-96)
- 5) 新任判事補の下限レベルの質は著しく落ちており、——(中略)—— 今日の高品質な司法研修性の多数(私がみえたところでは七、八割程度)が弁護士になり、嘗てのように裁判官に人気がなくなってきたことにもよる(なお、検察官については、近年、昔よりも人気がある)が、もう一つの理由は、教官が、能力主義の公平な評価を行っていないことにあると思う。(P-103)

- 6) 民主国家においては、その基盤として、国民の「知る権利」が重要視されている。当然、権力の側からのメディアに対する姿勢についても、開かれたものであることが望ましいであろう。---(中略)--- しかし、(裁判所当局による取材制限について、)事務総局は、水も漏らさぬ統制を行っている。(P-107)
- 7) 時々テレビや新聞にみかける「開かれた裁判所」というイメージの報道も、実際には、事務総局広報課が関与した映像や記事をそのまま流すことによって「作られて」いる側面が大きいことは、よく認識しておいていただきたい。(P-109)
- 8) 日本の社会には、それなりに成熟した基本的には民主的な社会であるにもかかわらず、非常に息苦しい側面、雰囲気がある。その理由の一つに、「法などの明確な規範によって、してはならないこと」の内側に、「してもかまわないことになっているものの、本当はしないほうがよいこと」のみえないラインが引かれていることがあると思われる。デモも、市民運動も、国家や社会のみえないラインが引かれていることがあると思われる。半面、その結果、そのラインを超えるのは、イデオロギーによって導かれる集団、いわゆる左翼や左派、あるいはイデオロギー的な色彩の強い正義派だけということになり、普通の国民、市民は、第二のラインを超えること自体に対して、また、そのようなテーマに興味をもち、考え、論じ、行動すること自体に対して、一種のアレルギーを起こすようになってしまう。不幸な事態である。(P-111)
- 9) 日本国憲法第 76 条に輝かしい言葉で記されているとおり、本来、「すべて裁判官は、その良心に従い、独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」ことが必要である。しかし、日本の裁判官の実態は、「すべての裁判官は、最高裁と事務総局に従属して、その職権を行い、もっぱら組織の掟とガイドラインによって拘束される」ことになっており、憲法の先の条文は、完全に愚弄され、踏みにじられている。(P-114)

7. 第 4 章 誰のため、何のための裁判 —— あなたの権利と自由を守らない日本の裁判所

- 1) 日本の裁判の状況を見ると、最高裁判決からして、問題が大きいと感じられる。たとえば、人権に対する裁判所の感度の高さを示す指標ともいえる違憲判断の数が、最高裁判所が憲法判断を行う場合をみずから非常に狭く限定してしまったこともあって、そもそも、日本に本当の意味での憲法判例があるといえるかどうかさえ疑問といえるくらいにわずかである。(P-120)
- 2) 悪い法理論は、最初に結論を決めて、ただそれを正当化するために構築されていることが多い。いわゆる「初めに結論ありき」の議論なのだが、法理論については、難解な用語を用い、かつ巧妙に組み立てられていることから、法律の素人である一般市民を欺くためには結構効果的なのだ。そのような法理論の欠陥を見抜くには、それを正確かつ簡潔に要約するとともに、日常的な言葉に翻訳してみるのが大切である。(P-121)
- 3) (一票の格差に関して)“衆議院 1 対 2”、“参議院 1 対 5”などといった、最高裁がガイドラインとしてきた比率にだまされてはいけない。民主制の根幹をなす選挙権の平等は、国会に裁量権が認められるような事柄ではなく、---(中略)--- 日本で都道府県を単位として選挙区を決めることに何らの合理性も必然性もなく、私の意見をいえば、本来、違憲のラインは、“1 対 1.1”とか“1 対 1.2”といったところに引かれるべきものなのである(いわゆる「一人一票の原則」)。(P-122)
- 4) 自由や権利については、「誰か」のそれが今日侵されたのなら、「明日は我が身」であることを、よくよく認識しておかなければならない。法律専門家の眼からみると、こうした意味では、日本の国民、市民は、崖っぷちの空き地で無邪気に遊んでいる子供たちのように見えることがある。(P-124)

- 5) 米軍基地に関する騒音差止請求を主張自体失当として棄却した最高裁判決(1993年2月25日)も、――(中略)―― 木で鼻をくったような内容である。米軍の飛行は国の支配の及ばない第三者の行為だから、国に差止めを求めるのは主張自体失当であるというのだが、そもそも、アメリカと日米安保条約を締結したのは国である。つまり、国が米軍の飛行を許容したのである。また、条約ないし、それに基づく法律の定めがないからできない、というもおかしい。適切な法律がないのであれば、国にはそれをつくる義務があるはずだし、また、日米地位協定第2条2項には「両国政府は、一方の要請があれば、取決めを再検討し、施設の返還や新たな提供の合意ができる」旨が規定されている以上、つまり、施設の返還まで求めることができる以上、国がアメリカに対して飛行の態様に関する協議の申し入れができないはずがないからである。さらに、憲法秩序が条約に対して優位にあることは憲法学の通説であり、憲法上の基本的人権、人格権の侵害に関わる事柄については、国は一層前記のような行為を行うべき義務がある。アメリカのやることだから国は一切あずかり知らないというのであれば、何のために憲法があるのか？ それでは、植民地と何ら変わりが無いのではないだろうか？ なお、安保条約については、日本の政治家が、国際情勢に関する明確な展望を欠いたために、本来であればする必要のない妥協を重ねてきた事実が、機密指定を解かれた米公文書により明らかにされている(外岡秀俊ほか著『日米同盟半世紀—安保と密約』朝日新聞社)。(P-127)
- 6) 統治や支配の根幹に触れる事柄に関する最高裁の判断、また裁判官一般の考え方が、いかに権力寄りにバイアスがかかっており、また揺るがないものであるかということが、おわかりいただけたのではないかと思う。(P-129)
- 7) 法律問題に関して果敢な判断を行った裁判官は、おそらく無傷ではいられず、いつどこでどのような報復を受けるかわからない。(P-129)
- 8) 法律についてみても、その実質は官僚が作っているに等しい場合が多く、また、その際に政治家、官僚、関係圧力団体等の権益が第一に考えられている例も少なからずあることを考えるならば、つまり、建前の上では立法府の充実、成熟を進めるのが本筋であるとしても、それが早急には果たされず、また、政治家や立法準備作業を行う官僚とその関係する世界の癒着的な体質が一向に改善されないのならば、司法のチェック機能はより先鋭に発揮されるべきであろう。私は、原則論はともかく、物心ついて以来50年間みてきた日本社会の有様は、少なくとも現在では、国民、市民の成熟度に比較して官僚や政治家のそれが低すぎる状況となっており、したがって、司法の積極性は発揮されてしかるべきであると考ええる。(P-130)
- 9) 日本の裁判官の判決は、長くて細かいがわかりにくく、しかも、肝心の重要な争点に関する記述がおざなりであったり、形式論理で木で鼻をくったように処理されていたりすることが多い。――(中略)―― これは、根本的には、裁判官に真摯に事案をコミットしようという心構えが乏しく、また、当事者のためではなく、上級審にみせるために、あるいは、自己満足のために判決を書いているという側面が大きいことによる。(P-132)
- 10) 日本の裁判官には、重要な法律問題や新しい法律問題を含む事件において判決、ことに新しい判断を示すことに対する及び腰の姿勢が強く、しかも、この傾向は、近年むしろ強まっている。効率よく事件を「落とす」ことだけを至上目的とする事なかれ主義の事件処理が目立つようになっている。弁護士から「裁判官による和解の強要、押しつけの横行」をいう声を聴くことも多い。一方、弁護士の側にも、敗訴のリスクや強制執行困難のリスクを恐れ、また、裁判官同様、和解で処理できる事件は和解で早期に処理してしまいたいという動機が働きうることも手伝って、当事者が必ずしも望んでおらず、納得もしていない和解を進める傾向がないとはいえない。しかし、訴訟上の和解が本質的には「当事者間の」契

約、「当事者の」訴訟行為であるのは民事訴訟法理論のイロハであり、たとえばアメリカでは、「当事者の意向に沿わない和解は絶対に行ってはならない」ことが、弁護士倫理の基本中の基本とされている。

(P-134)

- 11) 訴訟を起こしてみると、ある程度審理が進んだ段階で、裁判官から、強引に、かつ延々と和解の説得を受ける場合がきわめて多い。(P-135)
- 12) 水害訴訟などは、とにかく棄却しておきさえすれば安全、へたに認容して最高裁の逆鱗に触れたら大変という裁判官たちの心情も、容易に読み取れる。当初、水害訴訟では、多くは原告が勝訴していた。ところが、最高裁の否定判決が出るや否や、(最高裁判決の射程距離を越えて)下級審でも水害訴訟がすべて棄却されるようになった。このような傾向は、すなわち、時代や社会の流れが悪い方向へ向かっていったときに、その歯止めになって国民、市民の自由と権利を守ってくれるといった司法の基本的な役割の一つについて、日本の裁判所、裁判官にはほとんど期待できないことを意味する。追随、事大主義を旨とする裁判官が、時代の雰囲気、「空気」に追随し、判例の大勢に従って流されてしまうことは、明らかだからである。その意味では、国民、市民としても、個々の判決の結論だけを見て、それを評価するという姿勢は変えていく必要があるだろう。つまり、裁判官の全体の姿勢も大切だということだ。(P-141)
- 13) 日本の刑事司法には、フレームアップ(でっちあげ)により、あるいは、ふつうは処罰されることのない形式的な行政法規違反等をとらえて、国家や権力者に都合の悪い調査や告発を行っている人物を逮捕勾留し、必要のない捜索差押えで、そのプライバシーを破壊し、決定的なダメージを与えるといったことが可能になる(そのような陰謀の温床になりうる)性格があることも、ぜひ認識しておいていただきたい。(P-147)
- 14) 日本の刑事司法システムにおいて有罪無罪の別を実質的に決めているのが、実際にはまず検察官であって、裁判官はそれを審査する役割にすぎず、したがって無罪が稀有な例外となってしまうことにも、大きな問題がある。(P-147)
- 15) こういう制度の下では、検察官が恣意的に起訴、不起訴の別を決めることになるために、たとえば、強姦や横領等の立証が比較的困難な事案については、検察官は、無罪になる可能性が少しでもあると考え、立件しない。無罪は検察官のキャリアの失点、汚点になるからだ。被害者は泣き寝入りということになる。日本の警察は、民事不介入という原則を採っていて、明らかに詐欺、横領、不動産侵奪等が行われているような事案についても、民事紛争がらみとみれば一切立ち入らない。(P-147)
- 16) 日本の刑事裁判は、ややもすればその原則を外れて、「疑わしきは罰する」、「疑わしきは被告人の不利益に」、「10人の無辜を罰すとも一人の真犯人を逃すなかれ」という方向に流れていきやすい。そこから、たとえば痴漢冤罪の横行、多発といった事態が生じてくるし、また、そのような傾向は、痴漢犯罪に限ったことでもないのである。(P-149)
- 17) 裁判員制度の目的について「市民の司法参加」がいわれる。それはもちろん意味のあることだと思うが、より根本的な目的は「刑事裁判制度の改善」であり、ことに「冤罪の防止」であろう。(P-150)
- 18) 私は、裁判所当局が、否認事件に限らず、また、被告人の選択権も認めない裁判員制度を望んだ大きな理由は、はっきりいえば、刑事系裁判官の基盤を強化し、権益を確保するという目的にとって、その方が都合よかったからではないかと考えている。(P-151)
- 19) (現行の裁判員制度では、)裁判員に課せられている守秘義務の範囲が広すぎ、また、違反した場合の刑罰が重すぎる。単なる「評議の秘密」とどまらず、「評議の秘密その他の職務上知りえた秘密」と、

蜘蛛が網をかけるようなきわめて包括的な表現となっており、その上、懲役刑で担保されているのである。(P-153)

20) 現在の裁判員制度については、すみやかに問題点を改善するとともに、なるべく早期に選択制の陪審員制度に移行させることを提案したい。---(中略)--- 重大犯罪だけでなく、全ての犯罪について被告人に選択権を与える陪審制(有罪無罪の判断は陪審員だけで行う)に移行させ、また、陪審員に法律面の説明を行う裁判官は一人だけとし、その説明も、市民が監視できる公開の法廷で行わせるという方向(陪審審理を原則とする点を除き、基本的にアメリカの陪審制と同一の方向)が適切であると考え(P-155)

21) (訴訟法の大原則である「手続保障」の感覚が鈍いことは、)日本の裁判官一般、ことに家裁系の裁判官に顕著な、パターンリズム(父権的、家父長制的、干渉主義の後見主義)的な考え方と関係がある。「お上」である裁判官がよきにはからってやるから、当事者である国民、市民は黙ってそれに従っていけばいいのだ、という考え方である。(P-157)

8. 第5章 心のゆがんだ人々 —— 裁判官の不祥事とハラスメント、裁判官の精神構造とその病理

---《省略》---

9. 第6章 今こそ司法を国民、市民のものに —— 司法制度改革の悪用と法曹一元制度実現の必要性

1) 優秀で良心的なメンバーが、疲労、幻滅、失望、絶望し、櫛の歯が欠けるように抜けていくのは、あるいはその機会があれば抜きたいと考えるようになっていく(後者の数は、もちろん前者の数よりもずっと多いことに注意すべきである)のは、組織の典型的な末期症状である。近年のキャリアシステムの疲弊、荒廃は、もう、そういうところまで進んできているのだ。(P-211)

2) 「日本の裁判官は優秀である」などといった言葉は、もはや、ただの神話、幻想になりつつある。行政官僚についてはかなり以前から進行してきた質の低下が、裁判官、すなわち司法官僚についても顕著になりつつあることを正確に認識しておかないと、本当に取り返しのつかないことになる。実務を知る一学者として、警告しておきたい。(P-212)

3) 最高裁判所事務総局の組織を最大限整理し、透明なものとし、その強大な権限を縮小するのが何より重要である。(P-219)

4) (2000年代に行われた)司法制度改革は、日本の裁判所・裁判官精度の問題の根源、諸悪の根源となっている最高裁判所事務総局の多様でかつ外からはみえにくい裁判官支配・統制、そして、上命下服・上意下達の徹底という問題を素通りし、事務総局中心体制を無傷のまま温存してしまうという根本的な過ちを犯したし、裁判員制度の導入決定後は、むしろそのような体制が強化され、現在では、一枚岩の最高裁支配、事務総局支配、上命下服・上意下達のシステムが、以前にも増して固められてしまっている。(P-220)

【次回の読書会】

(日 時) 2016年4月9日(土)14時～17時

(場 所) 船橋歌うんだ村

(読む本-10) 金子勝・児玉龍彦著『日本病——長期衰退のダイナミクス』
(岩波新書、2016年刊)

【次回以降の読書会】

(予定本-11) 春名幹男著『仮面の同盟——米外交機密文書から明かす
真実』(文春新書、2015年刊)

(予定本-12) 中島岳志・島蘭進著『愛国と信仰の構造—全体主義はよみがえるのか』(集英社新書、2016年刊)

【参考資料-1】 オリーブ千葉読書会レジメのリスト

- a) 矢部宏治著『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』(集英社インターナショナル、2014年刊) <---レジメ (1)
- b) 岩本沙弓著『バブルの死角——日本人が損するカラクリ』(集英社新書、2013年刊) <---レジメ (2)
- c) 中野剛志著『TPP 亡国論』(集英社新書、2011年刊) <---レジメ (3)
- d) 山下祐介著『地域消滅の罨——「増田レポート」と人口減少社会の正体』(ちくま新書、2014年刊) <---レジメ (4)
- e) ジョン・W・ダワー & ガバン・マコーミック著『転換期の日本へ——「パックス・アメリカナ」か「パックス・アジア」か』(NHK出版新書、2014年刊) <---レジメ (5)
- f) 若杉冽著『東京ブラックアウト』(講談社、2014年刊) <---レジメ (6)
- g) 宇沢弘文・内橋克人著『始まっている未来』(岩波書店、2009年刊) <---レジメ (7)
- h) 藻谷浩介・NHK 広島取材班著『里山資本主義——日本経済は「安心の原理」で動く』(角川 one テーマ 21、2013年刊) <---レジメ (8)

【平成 28 年 3 月 16 日(水)】井上編